

**【発生場所】**

鹿児島県曾於郡大崎町内

**【発生日時】**

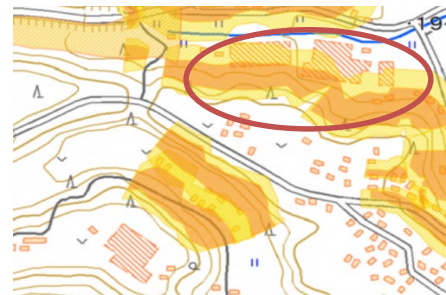
令和2年7月6日(月)10時45分頃  
(覚知と同時に119通報)

**【回収完了】**

令和2年7月6日(月)15時30分

**【発災地区】**

鹿児島県内養鰻場(少量危険物貯蔵取扱所(屋外タンク))  
※土砂災害警戒区域内に立地(右図)



当該事業所位置

**【事故概要】**

養鰻場南側敷地において土砂崩れが発生し、敷地内に設置されている少量危険物貯蔵取扱所(屋外タンク)に土砂が流れ込み、タンク底板溶接部に亀裂が生じ、重油約800リットルが漏えい、土砂により防油堤を超え敷地外に流出した。

**【消防対応】**

覚知時にバルブ閉鎖、土嚢設置及び重油納入業者への協力依頼を指導。



被害状況



流出した油の回収作業の様子

**【所在地】**

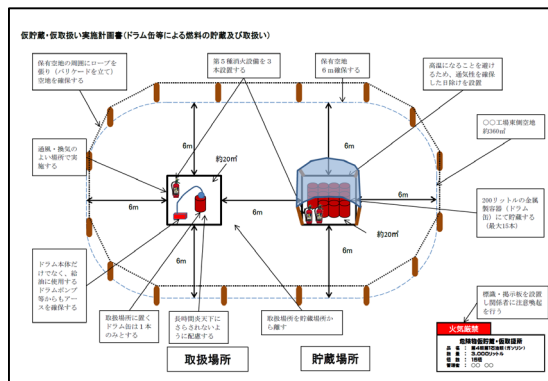
球磨村総合公園内さくらドーム

**【確認日時】**

仮貯蔵・仮取扱いの承認を行い、運用開始。令和2年7月28日現在、繰り返し申請により、運用中。

**【災害対応】**

「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」(平成25年10月3日付け消防危第171号)通知内の、仮貯蔵・仮取扱い実施計画書を参考にして敷地南側に仮貯蔵・仮取扱い所を設置。管轄消防本部に対して仮貯蔵・仮取扱い申請書を提出。



仮貯蔵・仮取扱い実施計画(ドラム缶による貯蔵)



現場の様子(さくらドーム駐車場内)

<参考> 風水害被害における火災予防上又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（活動阻害物質）による被害事例

○ 過去の風水害においては、火災予防上又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（活動阻害物質）（消防法第9条の3による届出が必要なものもある。）による災害も発生している。

【発生地区】

福島県・郡山地区広域消防組合消防本部管内

【事故概要】

令和元年台風19号による水害で、倉庫に貯蔵されていた生石灰が浸水し、急速な発熱反応により火災が発生した事案。消防法9条の3の届出該当。



【発生地区】

佐賀県・杵藤地区広域市町村圏組合消防本部管内

【事故概要】

令和元年九州北部豪雨による水害で、テント式倉庫に貯蔵されていた生石灰が浸水し、発熱反応により火災が発生した事案。消防団員1名が足部に化学熱傷。消防法第9条の3の届出非該当。



消防法令

【消防法】

第九条の三

圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防上又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

【危険物の規制に関する政令】

第一条の十

法第九条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

- 一 圧縮アセチレンガス 四十キログラム
- 二 無水硫酸 二百キログラム
- 三 液化石油ガス 三百キログラム

四 生石灰（酸化カルシウム八十パーセント以上を含有するものをいう。） 五百キログラム

五 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物のうち別表第一の上欄に掲げる物質 当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量